

野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ ～ペットフード安全法を守って安全なペットフードを作りましょう～

令和3年8月



野生獣肉のペットフード利用への関心が高まっています。野生獣肉を使ってペットフードを製造する際には、ペットフード安全法を守りましょう。



【ペットフード安全法のポイント】

届出

法人、個人を問わず、犬・猫用のペットフードの製造又は輸入を行う事業者は、事業の開始前に届出が必要です。

帳簿の備付け

ペットフードの製造、輸入又は卸売を行う事業者は、製造等をしたペットフードの名称、数量などを帳簿に記載し2年間保存する必要があります。

立入検査

国及び(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が製造業者、輸入業者、販売業者等に対して、立入検査を実施します。

ペットフードの表示

ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の表示が義務付けられています。



ペットフードの安全基準

ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が設定されています。

* ペットフード安全法の詳細は、リーフレット「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。
(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-59.pdf>)



【ペットフード安全法に関するお問い合わせ先】

北海道農政事務所 011-330-8816

東北農政局 022-745-9384

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-232-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-227-4302

九州農政局 096-211-9255

沖縄総合事務局 098-866-1672

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

- ・野生獣肉を利用して、安全なペットフードを製造するための製造管理の一例です。
- ・各工場の設備、品質管理体制等に合わせて製造管理を行ってください。

原料の受入れ

- ✓ 弾等の異物混入防止のため、金属探知機を通した原料を受入れ
- ✓ 鮮度が良い原料(自社基準に基づき、止めさし後一定時間内に食肉処理施設に搬入された原料)を受入れ

微生物汚染や(鉛弾の場合)鉛の残留^{※2}の可能性があるので、銃弾の経路付近の肉の使用は避けましょう。

原料解凍時の検査

- ✓ 目視による確認
- ✓ 解凍時にドリップが多い原料は使用しない
- ✓ 解凍時に異臭がある原料は使用しない

特に重要

製造

- ✓ 寄生虫、細菌等の感染症リスク^{※1}に配慮し、肉の中心部まで**十分加熱**
- ✓ 工場内では微生物等による二次汚染を防ぐため、原料エリアと加熱後エリアを区分け

出荷前の検査

- ✓ 金属探知機による検査
- ✓ 微生物(特にサルモネラ菌)の検査

※1 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値(3 μ g/g)が設定されています。